

関西環境教育学会 入会案内

関西環境教育学会では、環境教育に関心をもっておられる方や実践をされている方に情報を発信すると共に、情報交換によって広くコミュニケーションを図ることを目的として設立されました。

会員の方にはニュースレター「関西 ECOMAIL」(年4~6回発行)を送付し、ワークショップのお知らせや環境教育に関わる情報の発信をしています。

年会費として2,000円を、以下の郵便振替口座に、お名前、ご住所(ニュースレターの送付先)を明記の上、お振り込みください。入金が確認され次第、会員として登録いたします。会員には、ニュースレター関西 ECOMAIL を送らせていただきます。

※2023年度より年会費が2,000円になりました。

◆会費・通信費振込先：

関西環境教育学会 郵便振替口座 00990-5-37886

◆ホームページ：<http://www.ee-kansai.com>



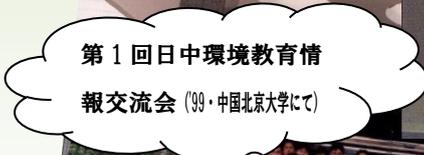
第17回関西支部研究大会
(’08・畿央大学にて)



第31回関西ワークショップ
(’94・南河内郡
河南町持尾地区にて)



第2回日本環境教育学会
関西支部シンポジウム
(’93 甲南大学にて)



第1回日中環境教育情報
交流会 (’99・中国北京大学にて)



第157回関西ワークショップ
(’09・(株)チクマ本社“服育ラボ”にて)

関西環境教育学会規約

2017年4月1日施行
2017年6月改正
2021年8月改正
2022年6月改正

第1条「名称」

本会は関西環境教育学会と称する。

第2条「事務局および本会の所在地」

本会に事務局を置く。その所在地については別に定める。事務局と本会の所在地は同一とする。

第3条「目的及び活動」

本会は環境教育の推進を目的とし、関西地域を中心に以下の活動を行う。

- (1) ワークショップ・シンポジウム・研究大会などの開催。
- (2) ニュースレター（関西エコメール）などの発行。
- (3) 環境教育の理論・実践などに関する情報・人材の交流、若手企画活性化。
- (4) 研究会・フォーラム・環境学習支援などの運営。
- (5) その他、環境教育を推進するために必要な事業。

第4条「事業年度」

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5条「会員の構成」

本会は趣旨に賛同する個人と団体をもって構成する。

第6条「会費」

1. 構成員は、通信費・印刷費などの会費を負担する。会費の額については別に定める。
2. 活動に必要な資金は、構成員からの会費を充てるものとする。
3. 資金については会計（事務局）が適正に管理を行い、毎月定期に会長の閲覧を受けるものとする。

第7条「総会」

年に1回、定期総会を開く。総会は会員の10分の1（委任状提出者を含む）の出席をもって成立とする。

総会での議決は出席者の過半数とする。

第8条「組織」

(1) 世話人会

本会に会を運営する世話人会を置く。世話人は会員の中から公募する。任期は1年とし、継続はこれを妨げない。

(2) 会長

本会に会を代表する会長を置く。会長は世話人の中から互選する。会長はその会務を補佐するために副会長および事務局長を置くことができる。その他、必要に応じて役職を置くことができる。

(3) 委員会

会の目的と活動を遂行するために、企画、広報、事業、編集などの委員会を世話人会の中に置く。委員長は世話人の中から会長が指名する。委員は各委員長が推薦し世話人会で承認する。委員の任期は1年とし、継続はこれを妨げない。各委員長はその会務を補佐するために副委員長を置くことができる。

(4) 顧問

会の相談役として、顧問を置くことができる。顧問は世話人が推薦し、世話人会の半数以上の賛成で承認される。

(5) 監事

会の監査役として、監事を置くことができる。監事は世話人会で推薦し、総会の承認を得る。

第9条「規約改正」

規約の改正は世話人会で原案を作成し、総会で承認を得る。

附則

附則1 この規約は2017年4月1日から施行する。

附則2 第3条「目的及び活動」に(4)研究会・フォーラム・環境学習支援などの運営を追加し、(4)を(5)その他、環境教育を推進するために必要な事業に修正する。(2017年6月改正)

附則3 第8条「組織」(3)委員会に編集委員会を追加する。(2017年6月改正)

附則4 本会の事務局を「〒592-8335 堺市西区浜寺石津町東2-3-35 植田善太郎方」に置く。(2021年8月改正)

附則5 本会の設立年月日は1990年6月30日とする。(2021年8月改正)

附則6 第2条「事務局」を「事務局と本会の所在地」と改正し、項目に「事務局と本会の所在地は同一とする。」を追加する。(2022年6月改正)

附則7 第6条「会費」を「会費および財務」と改正し、項目に「2. 活動に必要な資金は、構成員からの会費を充てるものとする。」および「3. 資金については会計（事務局）が適正に管理を行い、毎月定期に会長の閲覧を受けるものとする。」を追加する。(2022年6月改正)

附則8 新規人材や学会以外の人材を登用するため、本会の規約に以下の文言を追加する。

第8条「組織」(3)の「委員長および委員は、世話人の中から会長の指名によって選出する。」を「委員長は世話人の中から会長が指名する。委員は各委員長が推薦し世話人会で承認する。委員の任期は1年とし、継続はこれを妨げない。」に改正。(2022年6月改正)

会長 植田善太郎

関西環境教育学会 事務局

住所：〒592-8335 堺市西区浜寺石津町東2-3-35 植田善太郎方

TEL. 078-431-1021 FAX. 078-431-1022 E-mail: ee.kansai@gmail.com

ホームページ <http://www.ee-kansai.com>
